

第6回総会 令和2年11月30日

局長 起立、一同礼、着席

局長 それでは、総会に先立ちまして、11月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

今月は、農地改良届出1件提出されていますので報告いたします。土地の所在は、大字下三財字〇〇番他4筆、地目：台帳・現況ともに畑、合計面積9,636㎡、所有者：大字下三財〇〇番地 〇〇、申請者も〇〇、改良する理由は、道路より低く、大雨時には水が入ってくるため、10cm程盛土して、使いやすい農地とするとしています。現地を確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

3番 農地改良届出1番を報告します。場所は、〇〇公民館から西側へ約400m行った所の畑です。申請人は〇〇さんです。道路よりも低く、大雨時には水が入ってくるため、10cm程盛土し、使いやすい農地にするため改良するものです。改良後は、スイートコーンを作付けするとのこと。土地改良区との協議も済ませており、現地も確認していますので報告します。

局長 また、相続届出10件、使用貸借合意解約8件、賃貸借合意解約7件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和2年度第6回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。本日は、全員の出席であります。本日の議案件数であります、4件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。12番 〇〇委員、27番 〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第26号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 26 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、申請件数は議案書 1 ページの通り、2 件であります。

申請番号 1 番を説明します。申請者：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 4、登記・現況ともに畑、面積 351 m²、申請内容・目的：農業用施設用地、主な施設の内容：農作業機械置場及び近隣耕作者 8 名の共同駐車場設置となっています。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

5 番 今回は、21 番〇〇委員と私（5 番）が会長の命を受けまして、去る 11 月 20 日、午前 8 時 30 分より、杉尾係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より緒方局長、杉尾係長同行のもと、農地法第 4 条 2 件、農地法第 5 条 6 件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

5 番 1 番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇公民館の北隣の農地になります。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人、〇〇さんが、農作業機械置き場、共同駐車場を建設するための転用申請です。

周囲は、東側は農地、西側は市道、南側は公民館、北側は市道となっています。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う、周辺の土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。隣接農地は、自己所有地であり、転用による被害等恐れはないと思われます。この申請地は、農地の繋がりが 10ha 以上の第 1 種農地となりますが、農業用施設であることから、許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 申請地は、農振農用地、いわゆる青地ではありますが、農地利用計画の農業用施設用地に変更済みであります。このため、許可可能な案件となっています。

議長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員 なし）

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。申請者：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番^{ほか}1他8筆、登記：畑、現況：宅地3筆、面積3,684㎡、登記：畑、現況：雑種地6筆、面積17,498㎡、合計21,182㎡。申請内容・目的：農業用施設用地。主な施設の内容：ロール搬入・搬出に伴う保管場所及び牛舎3棟建設で、既設のロール置き場及び牛舎に関して顛末書が添付されています。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

21 番 2番について説明します。申請地は、茶臼原地区の〇〇集落で、〇〇体育館から南に約300m行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。この申請地は、申請人の〇〇が、飼料用ロール置き場として一時転用をしていた土地について、更新申請をしようとしたところ、恒久的な使用としての一時転用更新は認められなかったため、県からの指導を受け、恒久的な転用として申請するものです。またロール置き場南側に3筆の農地があり、転用申請されていない土地に牛舎を建設していたもので、違反転用を是正するための転用申請です。この案件は、既に転用されていますので、顛末書が添付されています。皆さんご確認下さい。

東側は農地、西側は市道、南側は農業用施設及び牛舎、北側は市道となっています。雨水は、南側牛舎については、北側の送排水路に放流します。又北側ロール置き場については、敷地内に貯留浸透施設を作り、そこから自然浸透させつつ流量を調節して南側排水路に流します。転用に伴う周辺への土砂流出については、既に転用されてお

り、今後も懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、農業用施設であることから許可可能な案件となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 申請地は、農振農用地ではありますが、農地利用計画の農業用施設用地へ変更済みでありますので、許可可能な案件となります。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5 番 今回の転用済みのロール置き場及び牛舎に関する転用申請について、雨水、排水等の管理に関して、堆肥場の設置等要望していただきたいことがあります。

議 長 暫時休憩します。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 今回の転用許可申請の承認については、皆さんの意見を集約しますと、雨水、汚水の処理・管理面で、地元住民から問題があると指摘された意見書を添付することで、許可承認するとしてよろしいですか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 了承されましたので、許可承認の進達を事務局をお願いします。

議 長 議案第27号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第27号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書2から3ページの通り申請件数は6件であります。

1番を説明します。受人：神奈川県〇〇、渡人：宮崎市〇〇、申請地：大字右松

字〇〇番 1、登記・現況ともに畑、面積 451 m²、申請事由：一般住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅 1 棟の建築です。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

21 番 1 番について説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇神社から南へ約 50m 行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。申請人、〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて、一般住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は市道、西側は神社境内地、南側は宅地、北側は農地となっています。雨水は、敷地内から市道側溝に流します。生活排水については下水道を利用します。転用に伴う周辺の土砂流出については、周辺にブロック壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされています。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第 3 種農地となります。

調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円となっています。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 2 番の説明をお願いします。

局 長 2 番を説明します。受人：右松の〇〇、〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：右松 1 丁目〇〇番 2、登記・現況ともに畑、面積 408 m²、申請事由：駐車場及び建築資材置場

用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は：建築業用の駐車場及び資材置場で、既に利用中のため、始末書が添付されております。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

5 番 2番を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から西に約200m行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇、〇〇さんが、〇〇さんから贈与により所有権の移転を受け駐車場、資材置場を設置するために申請されたものですが、既に利用済であることから始末書が添付されていますのでご確認下さい。周囲は、東側は畑、西側は宅地、南側は農地、北側は宅地となっています。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う周辺への土砂流出については、特に懸念する所は見受けられません。周辺土地関係者等への説明もなされています。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：小野崎の〇〇、渡人：大阪府の〇〇、申請地：右松1丁

目〇〇番 1、登記・現況ともに畑、面積 495 m²、申請事由：一般住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅 1 棟の建築です。

議 長 3 番について特別調査員の報告をお願いします。

21 番 3 番について説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から西に約 200m 行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて、一般住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は市道、西側は畑、南側は宅地、北側は畑となっています。雨水は、敷地内から、道路側溝に流します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出については、周辺にブロック壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされています。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第 3 種農地となります。

調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円です。

議 長 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 4 番の説明をお願いします。

局 長 4 番を説明します。受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 14 他 1 筆、登記：畑、現況：宅地、面積 9.86 m²、申請事由：農家住宅進入路及び

排水用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は：住居進入路及び家庭用排水路の設置で、既に設置済みの排水路について、始末書が添付されています。

議 長 4番について特別調査員の報告をお願いします。

5 番 4番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から西へ約200m行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、〇〇さんが、〇〇さんから贈与により所有権移転を受け、住宅進入路及び排水用地を設置するために申請されたものでありますが、排水路は既に利用、搬入路は整備済みのため、始末書が添付されていますので皆さんご確認下さい。周囲は、東側は宅地、西側は宅地、南側は宅地、北側は市道となっています。雨水は自然浸透により排水します。生活排水は、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については特に懸念するところは見受けられません。転用する土地周辺関係者等への説明もなされています。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。

調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番を説明します。受人：佐土原町の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字

〇〇番 5、登記・現況ともに田、面積 365 m²、申請事由：個人用住宅用地、権利の内容：使用貸借権設定、主な内容は：一般個人用住宅 1 棟の建築であります。

議 長 5 番について特別調査員の報告をお願いします。

21 番 5 番について説明します。申請地は、都於郡の〇〇集落で、〇〇公民館から東へ約 250m 行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが〇〇さんから、使用貸借により借り受けて、一般住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は農地、西側は進入路及び宅地、南側は道路、北側は宅地となっています。雨水は、南側排水側溝に流します。生活排水は、合併浄化槽で浄化した後、敷地横の排水路に流します。転用に伴う周辺への土砂流出については、西側、北側にブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地周辺関係者等への説明もなされています。この申請地は、公共投資のない、小規模農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 6 番の説明をお願いします。

局 長 6 番を説明します。受人：京都府の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字山田字

〇〇番7、登記：畑、現況：雑種地、面積26㎡、申請事由：露天駐車場道路、権利の内容：その他（交換）による所有権移転、主な内容は：露天駐車場及搬入通路用地であり、既に露天駐車場等として利用済みであることで始末書が添付されています。

議長 6番について特別調査員の報告をお願いします。

5番 6番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇公民館から南へ約300m行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが、〇〇さんから、土地の交換により所有権の移転を受け、駐車場道路を設置するために申請されたものですが、〇〇が土地を取得した際に、一部農地が含まれていたことを知らずに駐車場通路等に利用済みであり、始末書が添付されていますのでご確認下さい。周囲は、東側は宅地、西側は宅地、南側は農地、北側は宅地となっています。雨水は、自然浸透により排水します。

転用に伴う、周辺への土砂流出については、特に懸念するところは見受けられません。また既に利用されていたことから、転用する土地周辺関係者等への理解も得られています。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 28 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。
事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 28 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 4
から 6 ページの通り、申請件数は 10 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに
耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を
総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が
当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認
事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項
等については、担当者が報告いたします。まず、1 番から説明いたします。受人：右
松の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字妻字〇〇番、登記・現況とも田、面積
727 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4 番 1 番について説明します。家族で農業を営み、同居の母親から娘への贈与による所
有権移転であります。トラクター、田植機等農業に必要な農機具は一式揃っており、
家族でハウスピーマンを作付けしている農家であります。何ら問題はないと判断しま
した。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 それでは、説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙
手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番について説明します。受人：右松の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況とも田、面積1,114 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4 番 2番について説明します。1番と同じ農家で、孫への贈与による所有権移転です。農業経営状況等は先ほどと同じであります。何ら問題ないと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番について説明します。受人：右松の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番3、登記・現況とも畑、面積416 m²、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4 番 3番について説明します。受人は、認定農家でありまして、トラクター等必要な農機具は一式揃っています。農地についても、少し荒れた状態でしたが、平坦に耕されていることも確認しています。何ら問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願います。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番について説明します。受人：南方の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況とも田、面積2,016 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

23 番 4番について説明します。今回の申請は、〇〇地区で農業を営む、親から専従農家の子供への経営継承によるものです。受人は、〇〇地区で水稻、施設キュウリ等全体で約160aを作付けしています。また、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック等農業に必要な農機具は一式揃えています。周辺作物への影響もなく、農地法第3条の50a以上の作付けにも問題ありませんので許可相当と判断しました。皆様のご

審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番について説明します。受人：穂北の〇〇、渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字
茶臼原字〇〇番1、登記・現況とも畑、面積2,164㎡、権利の内容：売買による所有
権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5 番 5番について説明します。受人は、茶臼原で養鶏業を営む法人で、以前渡人の鶏舎
を購入した経緯があります。今回は、その鶏舎近くの農地ですが、竹が生え荒れてい
ましたが整地され、農地として活用されるそうです。トラクター、軽トラック等農機
具も一式揃っており、農地法第3条の50a以上の作付けも問題ないことから許可相当
と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a当たり〇〇円です。また申請地は、竹が生い茂っていましたが、
〇〇さんが整地し、耕作可能な農地となっていますことを報告します。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に6番の説明をお願いします。

局 長 6番について説明します。受人：右松の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番1、登記・現況とも田、面積446㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27番 6番について説明します。場所は、三納〇〇地区となります。詳細は、配布済みの地図を参照して下さい。受人が〇〇さん、渡人が〇〇さん、内容は所有権移転で贈与となっています。〇〇さんは、3年ほど前から農地の処分を行っておられ、荒れてきた自作農地の隣で耕作する、〇〇さんに譲ることとなりました。〇〇さんは、ピーマン60a、米3町を作付けしており、農機具等も一式揃っています。何ら問題なく、許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に7番の説明をお願いします。

局長 7番について説明します。受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番36、登記：畑、現況：樹園地、面積71㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27番 7番を説明します。申請地は、三納〇〇地区です。詳細は、配布済みの地図を参照して下さい。受人は〇〇さん、渡人は、〇〇さん、内容は、所有権移転、無償贈与となっています。〇〇さんは、お茶を作付けしていましたが、コロナ禍での影響を受け、後継者もないことで製茶業を辞めておられます。お茶を抜根し、更地の状態にしたところ、一部〇〇さんの農地があることがわかったため、申請に至ったものであります。特に問題はなく、許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に8番の説明をお願いします。

局長 8番について説明します。受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大

字下三財字〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 3,521 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

3 番 8 番を説明します。場所は、〇〇公民館の西側の畑です。渡人が鹿野田の〇〇さんで、受人が同じく鹿野田の〇〇さんです。〇〇さんは、〇〇さん兄弟の子になります。〇〇さんは、定年退職後、申請地隣の農地でブルーベリーの観光農園を営んでおり、今後、申請地を合わせてブルーベリー農園を継続するとのことです。50a 以上の作付け等問題なく、許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 8 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 9 番の説明をお願いします。

局 長 9 番について説明します。受人：鹿野田の〇〇、渡人：清武町の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番 3、登記・現況とも畑、面積 545 m²、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

8 番 9 番を説明します。今回の申請は、清武町の譲渡人の〇〇さんから、都於郡〇〇地区の専業農家〇〇さんへ、規模拡大の売買となります。場所は、〇〇公民館から 300m

程行った左奥の農地となります。詳細は、配布済みの地図を参照して下さい。受人の〇〇さんは、水稻 800a、加工大根 100a、スイートコーン 40a を作付けしています。農機具もトラクター、コンバイン、田植機等農業に必要な機械は一式揃っています。また、ブロイラー約 4 万羽を飼育しており、今後も規模拡大を計画しているようです。

周辺作物への影響もなく、農地法第 3 条の 50a 以上の作付けにも問題ありませんので許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は 10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました 9 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 10 番の説明をお願いします。

局 長 10 番について説明します。受人：黒生野の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 3 他 4 筆、登記・現況とも田、面積 3,880 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

20 番 10 番について説明します。今回の申請は、黒生野の〇〇さんから、息子の〇〇さんへの農業継承による贈与であります。場所は、配布済みの地図を参照して下さい。

受人は、水稻を約 1 町 7 反作付けしており、現地にも水稻を作付けし、農地として活用することを確認しています。農機具もトラクター、コンバイン、田植機等農業に

必要な機械は一式揃っています。周辺作物への影響もなく、農地法第3条の50a以上の作付けにも問題ありませんので許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました10番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第29号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第29号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、まず初めに、所有権移転分から説明させていただきます。議案書7から10ページの通り8件の申請であります。申請番号順に説明します。

1番 受人：清水の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに田、面積3,133m²です。

2番 受人：上三財の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番3他3筆、登記・現況ともに田、面積5,474 m²です。

3番 受人：右松の〇〇、渡人：新富町の〇〇、申請地：大字妻字〇〇番3、登記・現況とも田、面積1,036 m²です。

4番 受人：黒生野の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番2、登記・現況ともに田、面積948㎡です。

5番 受人：黒生野の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番、登記・現況ともに田、面積697㎡です。

6番 受人：山田の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況とも田、面積2,979㎡です。

7番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番3、登記・現況ともに畑、面積483㎡です。

8番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積2,974㎡です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の同意が得られております。法定公告については12月7日を予定しております。

議長 説明がありました8件の内、2番を除き一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 申請番号2番については、10番〇〇委員が受人となる事案であり、農業委員会法第

31条の規定により議事参与が制限されますので、採決にあたり、〇〇委員の退席をお願いいたします。

議長 2番について、審議をお願いいたします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。〇〇委員は席にお戻り下さい。

議長 議案第29号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案同第29号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書11から20ページの通り19件であります。申請番号順に説明します。

1番 受人：清水の〇〇、渡人：清水の〇〇、申請地：大字清水字〇〇番、登記：田、現況：畑、面積1,180㎡、令和3年1月から3年間の賃貸借権の再設定です。

2番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番1他7筆、登記・現況ともに田及び畑、面積2,965㎡、12月から10年間の使用貸借権の新規設定です。

3番 受人：三納の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番4、登記・現況とも畑、面積595㎡、12月から10年間の使用貸借権の新規設定です。

4番 受人：妻町の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積1,007㎡、12月から10年間の賃貸借権の新規設定です。

5 番 受人：右松の〇〇、渡人：清武町の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 3,450 m²、令和 3 年 1 月から 10 年間の賃貸借権の再設定です。

6 番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況とも田、面積 987 m²、令和 3 年 1 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

7 番 受人：山田の〇〇、渡人：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも田、面積 1,474 m²、令和 3 年 1 月から 5 年間の使用貸借権の再設定です。

8 番 受人：山田の〇〇、渡人：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番 2 他 1 筆、登記・現況とも田、面積 1,322 m²、令和 3 年 1 月から 5 年間の使用貸借権の再設定です。

9 番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：佐土原町の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番 2、登記・現況とも田、面積 1,126 m²、令和 3 年 1 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

10 番 受人：南方の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 2、登記・現況とも田、面積 506 m²、令和 3 年 1 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

11 番 受人：岡富の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 4,038 m²、令和 3 年 1 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

12 番 受人：黒生野の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 2,129 m²、令和 3 年 1 月から 10 年間の賃貸借権の再設定です。

13 番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,262 m²、令和 3 年 1 月から 3 年間の賃貸借権の再設定です。

14 番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 1,164 m²、令和 3 年 1 月から 5 年間の賃貸借権の再設定で

す。

15番 受人：穂北の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字藤田字〇〇番54、登記・現況とも田、面積1,021㎡、令和3年1月から5年間の賃貸借権の再設定です。

16番 受人：穂北の〇〇、渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番、登記・現況とも田、面積1,200㎡、令和3年1月から3年間の賃貸借権の再設定です。

17番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番他1筆、登記・現況とも田、面積6,301㎡、12月から8年10ヶ月間の賃貸借権の新規設定です。

18番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況とも田、面積679㎡、12月から3年間の賃貸借権の新規設定です。

19番 受人：右松の〇〇、渡人：旭1丁目の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番1他1筆、登記・現況とも田、面積4,320㎡、令和3年1月から10年間の賃貸借権の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、12月7日を予定しております。

議長 説明がありました1番については、2番〇〇委員が受人となる事案であり、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、採決にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

議長 1番について、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。〇〇委員は席にお戻り下さい。

議 長 説明がありました2番から19番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 暫時休憩

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後5時03分終了

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

12 番 _____

27 番 _____